

令和 3 年第 1 回（3 月）

川口市議会定例会

一般議案（追加）

（議案第 53 号～議案第 55 号）

令和3年第1回（3月）川口市議会定例会追加議案目次（一般議案）

議案第 53号	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	1
議案第 54号	川口市介護保険条例の一部を改正する条例……………	37
議案第 55号	川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	39

議案第 53号

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「除く。)」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第31条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第33条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定居宅介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ

て業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催する

とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第43条及び第43条の4中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第47条第1項第2号中「第44条第2項」を「第44条第3項」に改める。

第48条中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第44条第2項」を「第44条第3項」に、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第50条第8項中「療養介護」を「指定療養介護」に改める。

第59条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第68条中「第73条」を「第73条第1項」に改める。

第69条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業

務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第71条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第72条第2項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第72条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第73条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第76条第2項第4号中「第74条第2項」を「次条において準用する第35条の2第2項」に改める。

第77条中「第36条、第37条第1項」を「第33条の2、第35条の2から第37条（第2項を除く。）まで」に、「第40条」を「第40条の2」に改める。

第86条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第179条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第90条中「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第91条第2項中「指定生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第91条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第93条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第94条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「及び第74条から第76条まで」を「、第75条及び第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第94条の5中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第96条第1号及び第3号中「除く。第110条、」を「除く。」に改める。

第107条中「次項」を「事項」に改める。

第109条及び第109条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削り、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第122条中「第34条」を「第33条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第123条中「、施行規則第6条の6第1号」を「、同号」に改める。

第130条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第130条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第130条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第130条の4において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第134条中「、施行規則第6条の6第2号」を「、同号」に改める。

第141条第2項第4号中「第74条第2項」を「第35条の2第2項」に改める。

第142条及び第142条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の

2」に改め、「第74条」を削り、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第147条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第148条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第154条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第179条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第156条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第156条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第167条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第179条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第169条の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第169条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第170条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条

から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第170条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第175条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第175条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第179条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第179条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第179条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第179条の12中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第179条の20中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第181条第3項中「指定共同生活援助」を「指定共同生活援助事業所」に改める。

第192条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第196条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第196条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第196条の4第2項、第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第196条の11中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第199条第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第206条に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第207条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第207条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第208条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第214条第1項中「第36条から」を「第33条の2、第35条の2から」に、「第60条まで」を「第61条まで」に改め、「第71条まで」の次に「、

第75条」を、「第82条」の次に「、第87条から第89条まで」を加え、「第93条の」を「第91条から第93条までの」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第214条第2項から第5項までにおいて準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第214条第2項から第5項までにおいて準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「第214条第1項において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定」に改め、「第214条第1項」と」の次に「、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と」を加え、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中「前条」とあるのは「第214条第2項から第5項まで」を「第93条第1項中「前条」とあるのは「第214条第1項」に改め、同条第2項中「第61条、第74条、第75条、」を削り、「から第89条まで、第91条及び第92条」を「及び第86条」に改め、「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第87条第4項」及び「、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」及び「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、「規則」を「施行規則」に、「第127条中」を「「同号」とあるのは「施行規則第6条の6第1号」と、第127条中」に改め、同条第4項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」及び「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業

所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、「第139条中」を「「同号」とあるのは「施行規則第6条の6第2号」と、第139条中」に改め、同条第5項中「第61条、第74条、第75条、」、「第87条から第89条まで、第91条、第92条」及び「第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第15項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則第23項及び第24項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条第3項第1号」を「法第36条第3項第1号」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第6条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第14条第1項中「第134条第1項」を「第135条第1項」に、「第145条第1項」を「第147条第1項」に、「第171条第1項」を「第174条第1項」に改める。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装

置等」という。)を活用して行うことができる。

第35条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第179条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第46条の2 指定障害者支援施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第48条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第49条第2項中「指定障害者支援施設は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第49条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第51条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第52条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第58条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第58条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

附則第2項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第27条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第28条に次の2項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講

じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号）第179条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第48条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第50条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第55条及び第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第71条中「第19条各号」を「第19条第1項各号」に改める。

第72条の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の障害福祉サービス基準第72条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネット

の利用その他の方法により公表しなければならない。

第83条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第85条及び第88条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第90条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

(川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する

る基準等を定める条例（平成29年条例第63号）第179条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果につい

て、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第39条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第41条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（

平成29年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第13条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 地域活動支援センターは、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条第2項中「地域活動支援センターは、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第15条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

本則に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第19条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

（川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」

を「講じなければ」に改める。

第4条第2号中「および」を「及び」に改める。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第11条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 福祉ホームは、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 福祉ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条第2項中「福祉ホームは、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を

講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第13条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

本則に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第17条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

（川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）

の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「おいて日常生活」を「おいて、日常生活」に、「行う場合には、」を「行う場合には」に改め、「同じ。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第78条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第78条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのう

ち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第78条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第78条において同じ。）を行う場合

第5条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員 1以上

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第78条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第6条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのう

ち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第6条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第23条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」を「指定通所支援基準」に改める。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装

置等」という。)を活用して行うことができる。

第37条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第41条第2項中「指定児童発達支援事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第43条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第44条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第45条に次の2項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第51条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第56条中「（第64条）」を「（第64条に）」に改める。

第59条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第71条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定通所支援基準」に改める。

第76条中「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第78条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第78条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又

は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第85条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第88条中「(第3項)」を「(第4項)」に改める。

第90条第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第96条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加える。

第101条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加え、「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第102条第1項中「、第2項及び第4項、第6条」を「から第3項まで及び第5項、第6条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第78条第1項、第2項及び第4項」を「第78条第1項から第3項まで及び第5項」に改め、「同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」の次に「同条第3項及び第5項中」を加え、「、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」を削り、「、同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項」を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第5条第5項及び第78条第5項」を「第5条第6項及び第78条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2第1項（新指定障害福祉サービス等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第196条の11、第207条並びに第214条第1項において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第58条の2第1項、第4条の規定による改正後の川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2第1項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第46条第1項、第6条の規定による改正後の川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第2条第4項及び第19条第1項、第7条の規定による改正後の川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第17条第1項並びに第8条の規定による改正後の川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援等基準条例」という。）第3条第4項及び第45条第2項（新指定通所支援等基準条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。）の規定の適用について

は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス等基準条例第33条の2（新指定障害福祉サービス等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第196条の11、第207条並びに第214条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第46条の2、新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第37条の2、新地域活動支援センター基準条例第14条の2、新福祉ホーム基準条例第12条の2及び新指定通所支援等基準条例第38条の2（新指定通所支援等基準条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス等基準条例第34条第3項（新指定障害福祉サービス等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第122条、第179条の12並びに第179条の20において準用する場合を含む。）、第72条第2項及び第91条第2項（新指定障害福祉サービス等基準条例第94条の5、第109条、第109条の4、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第196条、第196条の11、第207条及び第214条第1項において準用する場合

を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第49条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項(新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第39条第2項、新地域活動支援センター基準条例第15条第2項、新福祉ホーム基準条例第13条第2項並びに新指定通所支援等基準条例第41条第2項(新指定通所支援等基準条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス等基準条例第35条の2第3項(新指定障害福祉サービス等基準条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第130条、第130条の4、第142条、第142条の4、第156条、第170条、第175条、第179条、第196条、第196条の11、第207条並びに第214条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第52条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第41条第3項及び新指定通所支援等基準条例第44条第3項(新指定通所支援等基準条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づく指定を受けている第8条の規定による改正前の川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以

下「旧指定通所支援等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援等基準条例第5条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援等基準条例第5条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))」とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援等基準条例第6条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援等基準条例第59条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援等基準条例第59条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援等基準条例第59条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

11 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定に基づく指定を受けている旧指定通所支援等基準条例第78条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。))については、新指定通所支援等基準条例第78条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 2 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援等基準条例第78条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。））」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。））」とする。
- 1 3 この条例の施行の際現に旧指定通所支援等基準条例第85条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援等基準条例第85条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 1 4 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援等基準条例第85条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

令和3年3月9日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 54号

川口市介護保険条例の一部を改正する条例

川口市介護保険条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1号中「30, 120円」を「34, 020円」に改め、同条第2号中「43, 930円」を「49, 620円」に改め、同条第3号中「47, 070円」を「53, 160円」に改め、同条第4号中「53, 340円」を「60, 250円」に改め、同条第5号中「62, 760円」を「70, 890円」に改め、同条第6号中「69, 030円」を「77, 970円」に改め、同号ア中「いう。以下同じ。）（」の次に「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100, 000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同条第7号中「78, 450円」を「88, 610円」に改め、同条第8号中「87, 860円」を「99, 240円」に改め、同条第9号中「94, 140円」を「106, 330円」に改め、同条第10号中「100, 410円」を「113, 420円」に改め、同条第11号中「106, 690円」を「120, 510円」に改め、同条第12号中「112, 960円」を「127, 600円」に改め、同条第13号中「119, 240円」を「134, 690円」に改め、同条第14号中「125, 520円」を「141, 780円」に改め、同条第15号中「131, 790円」を「148, 860円」に改め、同条第16号中「138, 070円」を「155, 950円」に改め、同条第17号中「144, 340円」を「163, 040円」に改める。

附則第10条の見出し中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条第1項中「17, 570円」を「19, 840円」に改め、同

条第2項中「17,570円」を「19,840円」に、「28,240円」を「31,900円」に改め、同条第3項中「17,570円」を「19,840円」に、「43,930円」を「49,620円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和3年3月9日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 55号

川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第203条」の次に「・第204条」を加える。

第3条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第4項中「オペレーターは」を「オペレーターは、」に改め、同条第5項中「に掲げる」を「の各号の」に改め、同項第1号中「いう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加え、同項第9号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第7項中「前項」を「前項本文」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条第2項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の2項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防

及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第2項及び第87条第2項において「利用者等」という。）が当該介護・医療連携推進会議に参加するときは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・

随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第44条第2項中「の各号」を削る。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削
り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」
を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、
利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期
巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時
対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける
業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等
がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項
本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること
ができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(6) 指定地域密着型特定施設

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「指定訪問介護事業所との」を「指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「ときは、」の次に「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を

確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項及び第3項、第34条第1項並びに第40条の2第1項」に改める。

第59条の3第1項第3号中「第5条」の次に「の規定」を加える。

第59条の9第6号中「特に」を「この場合において」に、「ものとする」を「こと」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の

必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の16に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第59条の17第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者等が当該運営推進会議に参加するときは、指定地域密着型通所介護事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第59条の19第2項第6号中「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」に改める。

第59条の20の3中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項」に、「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第59条の21中「第59条の31」を「第59条の31第1項」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「次項」の次に「及び第3項」を加え、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第59条の37第2項第7号中「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項」を加え、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第61条第4項中「第63条第2項第1号ア」を「第63条第2項第1号」に改める。

第64条第1項中「施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施

設等」を「若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等」に改める。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条第2項第6号中「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」に、「第59条の17第1項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項」に改める。

第82条第6項の表1の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同条第12項中「第10項」を「第10項本文」に、「第96条第1項」を「同条第1項」に改める。

第83条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に、「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「会議をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者等が当該サービス担当者会議に参加するときは、介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第90条第3項中「の各号」を削る。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、

地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市長が新規に代替となるサービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）の間に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第107条第2項第8号中「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項」を加える。

第110条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講ぜられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第3項中「第118条第3項」を「次条第3項」に改め、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第117条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第127条第2項第7号中「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第4項」を「第5項」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第148条第2項第8号中「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第4項」を「第5項」に、「並びに第102条第1項及び第3項」を「及び第102条」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設的生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第158条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第167条第7号中「第175条第3項」を「第175条第4項」に改める。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施

設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第175条第1項中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第175条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第176条第2項第6号中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同項第7号中「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第4項」を「第5項」に、「並びに第102条第1項及び第3項」を「及び第102条」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」に改める。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第182条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第2項中「の各号」を削り、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全

ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第4項」を「第5項」に、「第102条第1項及び第3項」を「第102条」に、「並びに」を「及び」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」に、「第175条第3項」を「第175条第4項」に、「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第190条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第191条第1項中「指定地域密着型介護予防条例」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第198条第3項中「第199条第4項」を「次条第4項」に、「第199条第9項」を「同条第9項」に改める。

第201条第2項第10号中「第59条の17第2項」を「第59条の17第3項」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項」を加え、「第87条中」を「第87条第1項中」に改める。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則第5項から第9項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 1 条」の次に「・第 9 2 条」を加える。

第 3 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 5 条第 4 項中「第 7 条第 2 項第 1 号ア」を「第 7 条第 2 項第 1 号」に改める。

第 7 条第 2 項第 2 号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改める。

第 8 条第 1 項中「施設」の次に「（第 1 0 条第 1 項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第 9 条第 2 項中「第 4 4 条第 7 項」の次に「及び第 7 1 条第 9 項」を加える。

第 1 0 条第 1 項ただし書中「に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等」を「若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「の各号」を削る。

第 2 7 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 2 8 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 2 8 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症

対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第31条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第39条第1項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族（以下この項及び第49条第2項において「利

用者等」という。)が当該運営推進会議に参加するときは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第40条第2項第6号中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第44条第6項の表1の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同条第7項中「(以下)の次に「この章において」を加え、同条第12項中「第10項」を「第10項本文」に、「(第67条第3号)」を「(同号)」に改める。

第45条第3項中「第193条」を「第192条第3項」に、「介護保険法施行令(平成10年政令第412号)」を「政令」に、「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「いう」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者等が当該サービス担当者会議に参加するときは、介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第52条第3項中「の各号」を削る。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市長が新規に代替となるサービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあって

ては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで) の間に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第64条第2項第8号中「第39条第2項」を「第39条第3項」に改める。

第65条中「第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第32条」を「第4項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項並びに第37条の2第1項」に改める。

第71条第1項中「) をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講ぜられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連

携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条に次の1項を加える。

- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第79条中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方

針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第2項第7号中「第39条第2項」を「第39条第3項」に改める。

第86条中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「第5項」を「第6項」に、「第32条」を「第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項及び第37条の2第1項」に改める。

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則(第36条) 附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。

-) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
 - 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施すること。
- 2 前項第 1 号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第 24 条に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹

底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第33条第9号の次に次の1号を加える。

(9) の2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加するときは、担当職員は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについ

ては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第9条第2項第5号中「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

第12条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第16条に次の1項を加える。

- 7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第21条第2項中「第29条」を「第30条」に改める。

第22条第1項第3号中「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

第23条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第23条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 養護老人ホームは、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第29条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

本則に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(電磁的記録等)

第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に、「附則」を「第6章 雑則（第5附則

3条）」に改める。

第2条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第9条第2項第5号中「第31条第3項」を「第31条第4項」に改める。

第15条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第31条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第2章中第31条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第33条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(コ)までを(カ)から

(ケ) までとする。

第36条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第40条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「及び第26条」を「、第24条の2及び第26条」に、「第31条」を「第31条の2」に、「第31条第3項」を「第31条第4項」に、「第22条」を「前条」に改める。

第45条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第47条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が当該運営推進会議に参加するときは、地域密着型特別養護老人ホームは、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

第48条中「及び第31条」を「、第31条及び第31条の2」に、「第31条第3項」を「第31条第4項」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「第22条まで、第24条」を「前条まで、次条」に改める。

第50条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(ク)までを(カ)から(ケ)までとする。

第52条中「第26条」を「第24条の2、第26条」に改め、「、第31条」の次に「、第31条の2」を加え、「第31条第3項」を「第31条第4項」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「第22条」を「前条」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第6項中「（平成10年政令第412号）」を削り、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則第7項及び第8項中「平成36年

3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に、「附則」を「第4章 雑則（第40条）
附則」に改める。

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第9条第2項第5号中「第33条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第17条に次の1項を加える。

6 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第22条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第23条第1項第3号中「第33条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第28条中「当該」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第2章中第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第39条中「第33条」を「第33条の2」に、「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第21条」を「前条」に、「第23条」を「次条」に改める。
本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第40条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第14章 雑則（第259条）
附則」に改める。

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「第5条」の次に「の規定」を加える。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第31条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定訪問介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知す

るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の2項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

- 第39条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員

会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第46条中「第4項」を「第6項」に改める。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第62条中「第4項」を「第6項」に、「第31条」を「第31条の2」に改める。

第76条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条に次の1号を加える。

(6) リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が当該リハビリテーション会議に参加するときは、指定訪問リハビリテーション事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第86条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第94条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げ

るところによる。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第95条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第106条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第107条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第109条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の

参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第110条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第110条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第110条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第110条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に改める。

第113条の3中「第27条、」の次に「第31条の2、」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に改め、「と、第27条」の次に「、第31条の2第2項及び第39条の2第1項」を加え、「第33条中」を「

第33条第1項中」に、「及び第107条第3項」を「、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項」に改める。

第117条中「第4項」を「第6項」に改め、「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「第38条」を「第39条の2」に改める。

第125条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第126条第2項中「事業所」を「指定通所リハビリテーション事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第126条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第128条中「第27条」の次に「、第31条の2」を、「第107条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第130条第5項中「並びに」を「のうち1人以上及び」に、「及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員並びに介護職員及び看護職員を常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しない場合

において、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第133条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第148条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第151条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第38条（第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項」を加える。

第154条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第161条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第162条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第162条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優

越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第164条中「第151条」を「次条」に改める。

第164条の3中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第38条（第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第33条第1項中「に、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」を「共生型短期入所生活介護従業者」と、第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項」を加える。

第171条中「第4項」を「第6項」に改め、「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第38条」の次に「（第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項」を加える。

第184条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第38条（第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第134条第1項」を「第126条第2項中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項」に改める。

第190条第2項中「指定介護予防短期入所療養介護」を「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」に改める。

第196条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第197条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第197条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第199条中「第187条」を「次条」に改める。

第208条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第214条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第215条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第215条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第219条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中」に、「読み替える」を「、第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第222条第4項中「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者」を「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」に改める。

第227条第4号中「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」を「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第230条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中」に、「第206条第2項」を「第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第206条第2項及び第215条（第4項を除く。）」に改め、「、第215条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と」を削る。

第239条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第242条に次の2項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染

症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第243条第1項中「事業所」を「指定福祉用具貸与事業所」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第245条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「、品名」との次に「、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第247条中「第4項」を「第6項」に改め、「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第107条第2項」を「第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第107条第2項」に改め、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第258条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第32条中」を「第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第32条第1項中」に、「第107条第2項」を「同条第3項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第107条第2項」に改め、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第243条第2項」を「第243条第3項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第259条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、

作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条（第164条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第187条（第199条において準用する場合を含む。）、第219条、第230条、第245条、第247条及び前条において準用する場合を含む。）及び第206条第1項（第230条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第6項中「第20条」の次に「の規定」を加え、附則第18項、第20項及び第23項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雑則（第34条）
附則」に改める。

第3条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、当該説明を行う日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等がそれぞれ提供された回数に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものの回数が占める割合」を加える。

第16条第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加するときは、介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第16条第18号の2中「平成11年厚生省令第38号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準」という。」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス

費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、市町村からの求めがあったときは、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため

めの対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、

書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第81号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則(第55条) 附則」に改める。

第3条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第10項中「指定地域密着型サービス基準条例」を「川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）」に改める。

第15条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第16条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

第21条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条第7号中「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。

第28条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、

准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指

定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第42条第2項第6号中「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第1項第1号ア(イ) ただし書中「おおむね10人以下としなければな

らない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第47条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加え、「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に

係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第5項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「政令」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則第6項及び第7項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 第10条 川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第82号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第55条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第16条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第17条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第26条ただし書中「。以下この条において「地域密着型サービス基準条例」という。」を削り、「指定地域密着型サービス基準条例」を「同条例」に改める。

第28条第5号中「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項に規定する者等の資格を有する

者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第42条第2項第7号中「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看

護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則第3項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「政令」に、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則第4項、第5項、第7項及び第10項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第54条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第4条第2項中「平成10年政令第412号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数の合計数が100床以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第4条第5項中「第1項第5号及び第2項第6号」を「第1項第6号及び第2項第7号」に改め、同条第6項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第7項中「第1項第5号、第2項第6号」を「第1項第6号、第2項第7号」に改める。

第16条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第17条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該入院患者等の同意を得なければならない。

第19条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第26条第4号中「第38条第3項」を「第38条第4項」に改める。

第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の

資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第40条第2項第6号中「第38条第3項」を「第38条第4項」に改める。

第42条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第43条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第44条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第46条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第26条まで」の次に「第28条の2」を加え、「第38条第3項」を「第38条第4項」に改める。
本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用

する場合を含む。)及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)
)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則第13項を削り、附則第14項中「平成17年改正省令」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号。次項において「平成17年改正省令」という。)」に改め、同項を附則第13項とし、附則第15項を附則第14項とする。

(川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成29年条例第84号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第12章 雑則(第232条) 附則」に改める。

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっ

ては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第25条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第26条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条に次の2項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。

第28条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第34条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第42条中「第4項」を「第6項」に、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第52条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第52条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第26条」を「第26条の2」に、「第28条」を「第28条第

1項」に改める。

第62条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第64条中「第26条」を「第26条の2」に、「及び第48条」を「、第48条及び第52条の2」に、「第28条」を「第28条第1項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第52条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第66条第1号中「次号」を「第2号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(1) の2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が当該リハビリテーション会議に参加するときは、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

第66条第2号中「前号」を「第1号」に改める。

第71条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条中「第26条」を「第26条の2」に、「及び第48条」を「、第48条及び第52条の2」に、「第28条」を「第28条第1項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第52条の2中「看護師等」とあるのは「従業者」と」を加える。

第75条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加する

ことにより行わなければならないこと。

- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第75条に次の1項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第82条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第83条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リ

ハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第86条第2項中「事業所」を「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第86条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第88条中「第22条」の次に「、第26条の2」を加え、「第28条中」を「第28条第1項中」に改める。

第94条第1項中「第5節」を「第6節」に改め、同条第5項中「並びに」を「のうち1人以上及び」に、「及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員並びに介護職員及び看護職員を常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しない場合において、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。第97条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第103条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第105条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第106条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第106条に次の1項を加える。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第109条中「第24条」の次に「、第26条の2」を、「第28条から」の次に「第33条（第2項を除く。）まで、第34条から」を加え、「第28条中」を「第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第28条第1項中」

に改め、「第83条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第120条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第123条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第4項中「従業者」を「介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第131条の3中「第24条」の次に「、第26条の2」を、「第28条から」の次に「第33条（第2項を除く。）まで、第34条から」を加え、「第28条中」を「第26条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第28条第1項中」に改め、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」を削り、「という。））」を「と、第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第83条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び第102条」を「、第102条及び第106条第2項」に改める。

第138条中「第4項」を「第6項」に改め、「第24条」の次に「、第26条の2」を、「第33条」の次に「(第2項を除く。)」を加え、「第28条中」を「第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第28条第1項中」に改め、「第83条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第140条第1項第5号中「指定介護予防短期入所療養介護」を「指定介護予防短期入所療養介護事業所」に改める。

第142条中「介護保険法施行令(平成10年政令第412号)」を「政令」に改める。

第145条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第148条中「第24条」の次に「、第26条の2」を、「第31条」の次に「から第33条(第2項を除く。)まで、第34条」を加え、「第28条中」を「第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第28条第1項中」に改め、「第83条第3項」の次に「及び第4項並びに第86条第2項」を加える。

第160条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第161条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第161条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害され

ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第177条に次の1項を加える。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第178条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第183条中「第24条まで」の次に「、第26条の2」を、「第28条から」の次に「第32条まで、第34条から」を加え、「及び第28条」を「、第26条の2第2項及び第34条の2第1項」に、「同条」を「第28条第1項」に改め、「第178条」と」の次に「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第193条第5項ただし書中「介護予防特定施設」を「特定施設」に改める。

第197条第4号中「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」を「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第200条中「第24条まで」の次に「、第26条の2」を、「第28条から

」の次に「第 3 2 条まで、第 3 4 条から」を、「第 2 3 条」の次に「、第 2 6 条の 2 第 2 項及び第 3 4 条の 2 第 1 項」を加え、「第 2 8 条中」を「第 2 8 条第 1 項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との次に「、第 1 0 6 条第 2 項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第 2 0 4 条第 1 項中「介護保険法施行令」を「政令」に改める。

第 2 0 8 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 2 1 1 条に次の 2 項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

7 前項第 1 号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第 2 1 2 条第 1 項中「事業所」を「指定介護予防福祉用具貸与事業所」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 2 1 4 条中「第 2 4 条」の次に「、第 2 6 条の 2」を加え、「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 4 項」に改め、「、品名」との次に「、第 2 6 条の 2 第 2

項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第219条中「第8条」を「第3条（第6項を除く。）、第8条」に改め、「第24条」の次に「、第26条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「「種目、品名」と」の次に「、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第228条中「第24条」の次に「、第26条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「「利用者」と」の次に「、第26条の2第2項、第27条第1項及び第3項並びに第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

本則に次の1章を加える。

第12章 雑則

（電磁的記録等）

第232条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（第42条、第54条、第64条、第73条、第88条、第109条（第126条において準用する場合を含む。）、第131条の3、第138条、第148条（第163条において準用する場合を含む。）、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。）及び第175条第1項（第200条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該

書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第15項、第17項及び第20項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第13条 川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第55条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第16条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレ

ビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

第17条第4項中「第9項」を「第10項」に改め、同条第6項中「第11項」を「次項及び第12項」に改め、同条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条第5号中「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ

るために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

- 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第3項中「第33条第3項第1号」を「第33条第4項第1号」に、「第33条第3項第2号」を「第33条第4項第2号」に、「第33条第3項第3号」を「第33条第4項第3号」に、「第33条第3項第4号」を「第33条第4項第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項

の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第42条第2項第7号中「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第40条第3項」を「第40条第4項」に改める。
本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うこと

が規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の前の見出しを削り、同項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（介護療養型老人保健施設を廃止して開設する介護医療院の構造設備の基準の特例）」を付し、附則第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の前の見出しを削り、同項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、「（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）」を削り、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の見出し及び1項を加える。

（療養病床等の転換により開設する介護医療院の構造設備の基準の特例）

2 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。次項において同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条中川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2第1項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び第29条の2第1項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第30条第1項、第5条の規定による改正後の川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する

場合を含む。)、第6条の規定による改正後の川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)

第2条第4項及び第33条の2第1項(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)

第3条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第46条、第62条、第117条、第171条及び第247条において準用する場合を含む。)

及び第39条の2第1項(新指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(新指定居宅サービス等基準条例第164条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第187条(新指定居宅サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条、第247条及び第258条において準用する場合を含む。)

、第8条の規定による改正後の川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第3条第5項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)

及び第30条の2第1項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)

、第9条の規定による改正後の川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)

第3条第4項、第40条の2第1項(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)

及び第44条第3項、第10条の規定による改正後の川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)

第3条第4項、第40条の2第1項(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)

及び第44条第3項、第11条の規定による改正後の川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)

第3条第4項、第38条の2第1項(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を

む。)及び第42条第3項、第12条の規定による改正後の川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第138条及び第219条において準用する場合を含む。)及び第34条の2第1項(新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第54条、第64条、第73条、第88条、第109条(新指定介護予防サービス等基準条例第126条において準用する場合を含む。))、第131条の3、第138条、第148条(新指定介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。))、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)並びに第13条の規定による改正後の川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2第1項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(新指定地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。))、第59条の34、第73条、第100条(新指定地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。))、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第20条(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。))、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第7条(新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。)及び第34条(新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。))、新軽費老人ホーム基準条例第7条(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。))、新指定居宅サービス等基準条例第29条(新指定居宅サービス等基準条例第41条の3及び第46条において準用する場合を含む。))、第56条(新指定居宅サービス等基準条例第62条において準用する

場合を含む。)、第76条、第86条、第95条、第106条(新指定居宅サービス等基準条例第113条の3及び第117条において準用する場合を含む。)、第125条、第146条(新指定居宅サービス等基準条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。)、第161条、第184条、第196条、第214条、第227条及び第239条(新指定居宅サービス等基準条例第247条及び第258条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第21条(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条、新介護老人保健施設基準条例第29条及び第51条、新指定介護療養型医療施設基準条例第27条及び第50条、新指定介護予防サービス等基準条例第25条(新指定介護予防サービス等基準条例第42条において準用する場合を含む。)、第52条、第62条、第71条、第82条、第103条(新指定介護予防サービス等基準条例第131条の3及び第138条において準用する場合を含む。)、第123条、第145条、第160条、第178条、第197条及び第208条(新指定介護予防サービス等基準条例第219条及び第228条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定地域密着型サービス基準条例第32条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第23条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第24条の2(新特別養護老

人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第31条の2(新指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(新指定居宅サービス等基準条例第164条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第187条(新指定居宅サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条、第247条及び第258条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第30条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第26条の2(新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第54条、第64条、第73条、第88条、第109条(新指定介護予防サービス等基準条例第126条において準用する場合を含む。)、第131条の3、第138条、第148条(新指定介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。)、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第30条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定地域密着型サービス基

準条例第33条第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第23条の2第1項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第32条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条及び第258条において準用する場合を含む。）、第110条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第113条の3、第117条、第151条（新指定居宅サービス等基準条例第164条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第219条及び第230条において準用する場合を含む。）、第126条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第187条（新指定居宅サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第242条第6項（新指定居宅サービス等基準条例第247条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2第1項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第27条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第42条、第54条、第64条、第73条及び第228条において準用する場合を含む。）、第86条第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第148条（新指定介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第106条第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第126条、第131条の3、第138条、第183条及び第200条において準用する場合を含む。）及び第211条第6項（新指定介護予防サービス等基準条例第219条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項、新養護老人ホーム基準条例第23条第3項、新特別養護老人ホーム基準条例第24条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第4項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第24条第3項（新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第56条の2第3項（新指定居宅サービス等基準条例第62条において準用する場合を含む。）、第107条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第113条の3、第117条、第128条、第151条、第164条の3、第171条及び第187条において準用する場合を含む。）、第162条第4項、第197条第4項及び第215条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第230条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条第3項及び第52条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条第3項及び第51条第4項、新指定介護予防サービス等基準条例第26条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第42条において準用する場合を含む。）、第83条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第109条、第131条の3、第138条及び第148条において準用する場合を含む。）、第124条第4項、第161条第4項及び第179条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第200条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 当分の間、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（新指定地域密着型サ

ービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)は、新指定地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定により1のユニットの入居定員(同号ア(イ)に規定する入居定員をいう。)が10人を超える場合は、新指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項に規定する基準を満たすほか、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、次の表の左欄に掲げる施設について準用する。この場合において、同項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例第32条に規定するユニット型特別養護老人ホーム	新指定地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)	新特別養護老人ホーム基準条例第35条第4項第1号ア(イ)
	新指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項	新特別養護老人ホーム基準条例第11条第1項第4号ア及び第40条第2項
新特別養護老人ホーム基準条例第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	新指定地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)	新特別養護老人ホーム基準条例第50条第4項第1号ア(イ)
	新指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項	新特別養護老人ホーム基準条例第11条第1項第4号ア及び第52条において準用する新特別養護老人ホーム基準条例第40条第2項
新指定居宅サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	新指定地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)	新指定居宅サービス等基準条例第154条第6項第1号ア(イ)
	入居定員	利用定員
	新指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項	新指定居宅サービス等基準条例第130条第1項第3号及び第162条第2項
新指定介護老人福祉施設基準条例第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設	新指定地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)	新指定介護老人福祉施設基準条例第45条第1項第1号ア(イ)

	新指定地域密着型サービス 基準条例第151条第1項第187条第2項	新指定介護老人福祉施設 基準条例第4条第52条第2項
新介護老人保健施設基準 条例第43条に規定する ユニット型介護老人保健 施設	新指定地域密着型サービス 基準条例第180条第1項 の規定	新介護老人保健施設基準 に よ り 設 備 並 び に 設 置 す る 設 備 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 1 1 年 第 4 1 号 第 1 条 第 2 項 の 定 め る こ と を 指 す 。
	同号ア(イ)	同号イ(2)
	新指定地域密着型サービス 基準条例第151条第1項第187条第2項	新介護老人保健施設基準 第2号及び第52条第2項
新指定介護療養型医療施設 基準条例第41条に規定する ユニット型医療施設（療養 病床を有する病院に限る。）	新指定地域密着型サービス 基準条例第180条第1項第1号 ア(イ)	新指定介護療養型医療施設 基準条例第43条第1号 ア(イ)
	入居定員	入院患者の定員
	新指定地域密着型サービス 基準条例第151条第1項第187条第2項	新指定介護療養型医療施設 基準条例第43条第3号第1項 及び第51条第2項
新指定介護療養型医療施設 基準条例第41条に規定する ユニット型医療施設（老人 性認知症疾患療養病棟を 有する病院に限る。）	新指定地域密着型サービス 基準条例第180条第1項第1号 ア(イ)	新指定介護療養型医療施設 基準条例第44条第1号 ア(イ)
	入居定員	入院患者の定員
	新指定地域密着型サービス 基準条例第151条第1項第187条第2項	新指定介護療養型医療施設 基準条例第44条第3号第2項 及び第51条第2項
新指定介護予防サービス 基準に規定するユニット型 生活介護事業所	新指定地域密着型サービス 基準条例第180条第1項第1号 ア(イ)	新指定介護予防サービス 基準条例第120条第6項第1号 ア(イ)
	入居定員	利用定員
	新指定地域密着型サービス 基準条例第151条第1項第187条第2項	新指定介護予防サービス 基準条例第94条第1項第3号 及び第24条第2項
新介護医療院基準条例第 43条に規定するユニット 型介護医療院	新指定地域密着型サービス 基準条例第180条第1項第1号 ア(イ)	新介護医療院基準条例第 45条の規定により 介護医療院の人員、施

	の規定	設及び設備並びに運営 に関する基準（平成3 0年厚生労働省令第5 号）第45条第2項第 1号イ(2)の定めるところ
	同号ア(イ)	同号イ(2)
	入居定員	入居者の定員
	新指定地域密着型サー ビス基準条例第151 条第1項第3号ア及び 第187条第2項	新介護医療院基準条例 第4条第1項第2号及 び第3号並びに第6項 第2号並びに第52条 第2項

（栄養管理に係る経過措置）

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定地域密着型サービス基準条例第163条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第19条の2（新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定地域密着型サービス基準条例第163条の3（新指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の3（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第19条の3（新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第20条の3（新介護医療院基準条例第54条におい

て準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

10 施行日から令和3年9月30日までの間における新指定地域密着型サービス基準条例第175条第1項(新指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第29条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第31条第1項(新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第33条第1項(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第1項(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第40条第1項(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第38条第1項(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第40条第1項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

11 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新指定地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第24条第2項第3号、新特別養護老人ホーム基準条例第26条第2項第3号(新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第26条第2項第3号(新軽費老人ホーム基準条例第39条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第2項第3号(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第33条第2項第3号(新介

護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第31条第2項第3号（新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第2項第3号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」とあるのは、「を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努める」とする。

令和3年3月9日提出

川口市長 奥ノ木 信夫